≪注意≫記入に当たっては、必ず『「様式」の記入方法について』を確認してください。

≪注意≫
「器具（Jコード）」と「容器包装（Kコード）」の違い

【食品衛生法上の定義】
・「器具」とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。→「器具」とは、そのまま飲食などに使用するためのもの
・「容器包装」とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのままで引き渡すものをいう。→「容器包装」とは、食品を入れた後消費者に販売するためのもの

☆同じ材質・形状のものでも目的により、器具、容器包装に分かれます。詰める、入れてから消費者に引き渡されるため、容器包装の用途に「小売り」はありません！（下の図を参照）

そのままコップとして小売り販売（器具）

プリンを詰めて消費者に販売（容器包装）

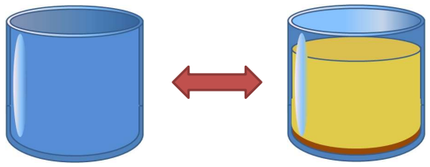

【コップ】　【プリン入りコップ】

「貨物の別」については、「器具」又は「容器包装」となります。
上記解説を参考に「器具」又は「容器包装」を判別してください。

2種類以上の材質で組み合わさっている「器具」又は「容器包装」の品目コードは、「組み合わせのもの」のコードを使用します。

「容器包装」の場合は、営業上使用するものであるため、「1　小売り用」はありません。

J,Kコード　記入例

食品等輸入届出書

厚生労働大臣　殿

(1) 届出受付番号	※1　記入しない。	輸入者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び所在地) (2) 氏名　株式会社○○○○ 代表取締役　成田　検次朗 住所　千葉県成田市駒井野字天並野2159 (電話番号) 0476−32−6741	
(3) 届出種別	事前　(一般)　計画輸入		
(4) 輸入者コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	(6) 輸入食品衛生	
(5) 生産国・コード	●●【国名】		
(7) 製造者名、住所・コード	●●ZZ9999　△△△△CO.,LTD. 123-45, XXXX XXXX ,●●		
(8) 製造所名、住所・コード	●●ZZ9999　□□□□CO.,LTD. 987-10, XXX XXXXX,●●		
(9) 輸出者名、住所・コード			
(10) 包装者名、住所・コード			
(11) 積込港・コード	●●ABC　【地域名英名】	(12) 積込年月日	2024年　2月18日
(13) 積卸港・コード	AAA　【港、空港名】	(14) 到着年月日	2024年　2月20日
(15) 保管倉庫・コード	1AB22　【倉庫名】 成田市駒井野△△1-2-3	(16) 搬入年月日 (19) 届出年月日	2024年　2月20日 2024年　2月21日
(17) 貨物の記号及び番号	N/M B/L NO. 123ABC4567890	(20) 事故の有無及びある場合その概要	(無)・有
(18) 船舶又は航空機の名称又は便名	【船名、航空機名】	(21) 提出者・コード	(株)○○運輸　担当：△△ Tel.06-XXXX-YYYY

1 (22) 貨物の別	食品・添加物・(器具)・容器包装・おもちゃ	(32) 衛生証明書番号	
(23) 継続の別	初回(F)・継続(C)・更新(U)	(34) 貨物が加工食品である場合は原材料・コード 貨物が器具、容器包装又は　おもちゃである場合はその材質・コード	KPC、KCH、KSS、KRB ポリカーボネート、セラミック、ステンレス、シリコンゴム
(24) 品目コード	J98000		
(25) 品名	コーヒーメーカー		
(26) 積込数量・コード	10　CT		
(27) 積込重量	200.00 kg		
(28) 用途・コード	1 小売り用	(35) 貨物が添加物を含む	※2
(29) 包装種類・コード	KPE ポリエチレン	食品の場合は当該添加物の品名・コード 貨物が添加物製剤の場合はその成分・コード (いづれの場合も着香の目的で使用されるものを除く)	※2
(30) 登録番号1			
(31) 登録番号2			
(32) 登録番号3			
(36) 貨物が加工食品であるときは製造又は加工方法・コード			

(37) 備考 品番：□□-○○ 品名：COFFEE MACHINE L-1000	届出済印※1 記入しない

〈注意〉
※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。
※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であって、添加物として使用されるものは規格基準が
　定められているものに限り、貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。
※輸入者の記名押印については、署名により代えることができます。

「食品」又は「添加物」が接触する部分全ての材質名及び及び材質コードを記入します。
また、その材質がどの部分を構成するのか、色は何色であるのかを記入して下さい。この欄に記入しきれない場合は、備考欄に記入してください。
※材質コードがない場合は「ZXX」の記入してください。

※黄色の部分はNACCS掲示板　業務コード集 を確認し記入をしてください。
https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/code/fains-code.html